

指定介護老人福祉施設

「特別養護老人ホームしらとり」

重要事項説明書

社会福祉法人 征峯会

特別養護老人ホームしらとり

筑西市上平塚590番地の1

電話 0296-28-1277

当施設は介護保険の指定を受けています

茨城県指定

(第0872700067号)

当施設は、ご契約者に対して指定介護福祉施設サービスを提供いたします。施設の概況や提供されるサービスの内容、契約上にご注意いただきたいことを次の通りご説明いたします。

当施設の入居は、原則として要介護認定の結果「要介護3以上」と認定された方が対象となります。

目次

1.	事業者	2
2.	施設の概要	2
3.	居室等の概要	3
4.	職員の配置状況	3
5.	当施設が提供するサービスと利用料金	4
6.	施設を退所していただく場合（契約の終了について）	8
7.	残置物引取人	9
8.	苦情の受付について	9

1. 事業者
 - (1) 経営主体 社会福祉法人 征峯会
 - (2) 所在地 茨城県筑西市上平塚590番地の1
 - (3) 電話番号 0296-28-1277
 - (4) 代表者名 渡辺和成
 - (5) 設立年月日 昭和61年11月 1日

2. 施設の概要
 - (1) 施設の種類 指定介護老人福祉施設・平成17年3月28日
茨城県 第0872700067号
 - (2) 施設の目的 指定介護老人福祉施設は、介護保険法令に従い、ご契約者が、その有する能力に応じ可能な限り自立した日常生活を営むことができるように支援することを目的として、ご契約者に、日常生活を営むために必要な居室および共用施設等をご利用いただき、介護福祉施設サービスを提供いたします。
この施設は、身体上又は精神上著しい障害があるために、常時の介護を必要とし、かつ、居宅においてこれを受けることが困難な方がご利用いただけます。
 - (3) 施設の名称 特別養護老人ホームしらとり
 - (4) 所在地 茨城県筑西市上平塚590番地の1
 - (5) 電話番号 0296-28-1277
 - (6) 施設長(管理者) 埴 律 雄
 - (7) 開設年月日 平成17年 3月28日
 - (8) 入居定員 80人

3. 居室等の概要

当施設では、10人を一つのユニット（生活単位）として8ユニットに分かれています。入居される居室は原則として1人部屋です。

居室・設備の種類	室数	備考
1人部屋	72室	洗面所・収納スペースあり
1人部屋（トイレ付）	8室	室内トイレ・洗面所・収納スペースあり
食堂・台所・居間・浴室	各8	各ユニットに配置
トイレ(共用)	16	各ユニットに2箇所設置
展望浴室	3	一般浴槽・機械浴槽・足湯設置
医務・看護室	1室	
宿泊室	2室	ご家族(希望者)利用可能

※ 各ユニットに夫婦のご契約者が暮らせる居室（居室間に扉を設置）を1組用意しております。扉を締め切りにすることで1人部屋としても使用できます。

☆ ユニット・居室の決定について

どのユニット・居室へ入居するかは、ご契約者の状況を判断し当施設で決定します。また、止むを得ない状況がない限り、居室の変更は行いません。

4. 職員の配置状況

当施設では、ご契約者に対して指定介護福祉施設サービスを提供する職員として以下の職種の職員を配置しています。

<主な職員の配置状況> ※職員の配置については、指定基準を遵守しています。

職種	常勤換算	指定基準
1. 施設長(管理者)	(1)	1
2. 事務長	(1)	
3. 生活相談員	(1)	1
4. 介護・看護職員	27以上	26
5. 上記の内看護職員	3以上	3
6. 機能訓練指導員	(1)	1
7. 介護支援専門員	(1)	1
8. 医師	(1)	1
9. 栄養士	1	1
10. 事務員	(3)	

() 兼務

5. 当施設が提供するサービスと利用料金

(1) 介護保険の給付の対象となるサービス

以下のサービスについては、利用料金の大部分（通常9割）が介護保険から給付されます。

<サービスの概要>（契約書第3条参照）

①食事

- ・ 当施設では、栄養士の立てる献立表により、栄養並びにご契約者の身体の状況および嗜好を考慮した食事を提供します。
- ・ ご契約者の自立支援のために離床して食堂にて食事をとっていただくことを原則としていますがご契約者の生活様式に合わせて食事をとる場所を決定します。
（食事時間）朝食： 8：00 昼食：12：00 夕食：18：00
上記の時間は目安です。食事時間もご契約者の生活様式に合わせて決定します。

②入浴

- ・ 入浴又は清拭をご本人の希望と体調に合わせて週2回以上行います。
- ・ 座る姿勢が保てない方も機械浴槽を使用して入浴することができます。

③排泄

- ・ 排泄の自立を促すため、ご契約者の身体能力を最大限活用した援助を行います。

④機能訓練

- ・ 機能訓練指導員により、ご契約者の心身等の状況に応じて、日常生活を送るのに必要な機能の回復又はその減退を防止するための訓練を実施します。

⑤健康管理

- ・ 医師や看護職員が、健康管理を行います。

⑥その他自立への支援

- ・ 寝たきりの防止のため、できる限り離床に配慮します。
- ・ ご契約者の生活習慣を把握し、できる限り同じような生活が送れるよう援助します。
- ・ 清潔で快適な生活が送れるよう、適切な整容が行われるよう援助します。

<サービス利用料金（1日あたり）>（契約書第5条参照）

下記の料金表によって、ご利用者の要介護度に応じたサービス利用料金から介護保険給付費を除いた金額（自己負担金）と食事に係る標準自己負担額の合計金額をお支払いください。（サービス料金は、ご契約者の要介護度に応じて異なります）

*特養しらとり料金表をご参照ください。

☆ ご利用者がまだ要介護認定を受けていない場合は、サービス利用料金の金額をいったんお支払いいただきます。要介護認定を受けた後、自己負担額を除く金額が

介護保険から払い戻されます（償還払い）。償還払いとなる場合、ご利用者が保険給付の申請を行うために必要となる事項を記載した「サービス提供証明書」を交付します。

☆ 介護保険からの給付額に変更があった場合、変更された額にあわせて、ご利用者の負担額を変更します。

(2) 介護保険の給付の対象とならないサービス（契約書第4条参照）

① 食事料金

施設で提供する食事について、食材料費及び調理費として以下の料金をご負担いただきます。

朝食：450円 昼食：650円 夕食：600円

但し、契約者の収入に応じて減額を申請できる場合があります。

② 居住費

居室の使用料及び基本光熱費として、1日につき2,300円をご負担いただきます。なおトイレ付の居室の場合は2,500円となります。

※外泊・入院等で居室を使用していないときでも居室料を頂くことになります。

但し、契約者の収入に応じて減額を申請できる場合があります。

③ レクリエーション等への参加

当施設では、年間行事として日帰り旅行等の行事を計画しています。

希望により参加いただけますが、参加費は実費をいただきます。

④ 複写物の交付

ご契約者は、サービス提供についての記録を閲覧できますが、複写物を必要とする場合には実費をご負担いただきます。

⑤ 日常生活上必要となる諸費用実費

日常生活品の購入代金等をご契約者の日常生活に要する費用で、ご契約者に負担いただくことが適当であるものにかかる費用をご負担いただきます。

※おむつ代は、介護保険給付対象となっています。

⑥ テレビレンタル料（電気代込み）

ご本人の希望で、お部屋で使用するテレビのレンタルをする場合、1ヶ月 1,500円をいただきます。

⑦ 電気製品使用料

個人の希望により居室等で電気製品を使用する場合、電気製品ひとつにつき1ヶ月500円をいただきます。電気製品を使用する場合は、職員にお伝えください。

⑧ 買物代行

本人の希望により生活用品等の購入依頼があった場合、1回につき手数料を300円いただきます。

⑨ 宿泊室使用料金

利用者様のご家族等のご希望により1泊3,000円で宿泊場所を提供します。食事希望の場合は、朝食430円・昼食600円・夕食570円の別途料金となります。

⑩ ご契約者の移送に係わる費用

ご利用者の依頼により、入退所時、外泊時、協力医療機関以外の通院・入院時の付き添い・移送、また、ご本人の要望による検査通院や冠婚葬祭等個人の理由により送迎する場合には、以下の料金をご負担いただきます。

・筑西市、結城市内 1回あたり1,000円(片道)

・筑西市、結城市外

施設から片道おおむね5km未満 1回あたり1,000円(片道)

以降、片道おおむね5km増すごとに1,000円を加算

⑪ 電話使用料

当施設にて電話を利用した場合、電話を掛けた場所、利用時間に応じて実費相当分をご負担いただきます。

⑫ 契約書第19条に定める所定の料金

ご契約者が、契約終了後も居室を明け渡さない場合等は、本来の契約終了日から現実に居室を明け渡された日までの期間に係る全費用をご負担いただきます。

⑬ 貴重品の管理

ご契約者の希望により、貴重品管理サービスをいたします。貴重品管理をご利用なさる場合は、別紙の委託契約を締結し、1ヶ月3,000円お支払いいただきます。尚、現金管理委託(10,000円未満)のみの場合は、1ヶ月1,000円お支払いいただきます。

☆ 経済状況の著しい変化その他やむを得ない事由がある場合、相当な額に変更する場合があります。その場合は変更の内容と変更する事由について、変更を行う2ヶ月前までにご説明します。

(3) 利用料金のお支払い方法 (契約書第5条参照)

(4) 入居中の医療の提供について

医療を必要とする場合は、ご契約者の希望により下記の協力医療機関において、診療や入院治療を受けることができます。(ただし優先医療、優先入院を保証するものではありません。また、義務づけるものでもありません。)

医療機関名	三岳荘 小松崎病院
-------	-----------

(5) 通院同行について

以下の場合、受診に同行していただくケースがあります。

- ・ 医師と今後の治療方針を検討する場合
- ・ 定期受診以外の病院受診の場合

6. 施設を退所していただく場合（契約の終了について）（契約書第14～16条参照）
当施設との契約では、契約が終了する期日は特に定めていません。したがって、以下のような理由がない限り、継続してサービスを利用することができますが仮にこのような事項に該当するに至った場合には、当施設との契約は終了し、ご利用者に退所していただくこととなります。

- ・ 介護認定によりご契約者の心身の状況が自立又は要支援と判定された場合
- ・ 事業者が解散した場合、破産した場合又はやむを得ない事由によりホームを閉鎖した場合
- ・ 施設の滅失や重大な毀損により、ご契約者に対するサービスの提供が不可能になった場合
- ・ 当施設が介護保険の指定を取り消された場合又は指定を辞退した場合
- ・ ご契約者から退所の申し出があった場合（詳細は以下をご参照ください）
- ・ 事業者から退所の申し出を行った場合（詳細は以下をご参照ください）

(1) ご契約者からの退所の申し出（契約解除）

契約の有効期間であっても、ご契約者から当施設からの退所を申し出ることができます。その場合には、退所を希望する日の14日前までに解約届書をご提出ください。但し、以下の場合には、即時に契約を解約・解除し、施設を退所することができます。

- ・ 介護保険給付対象外サービス利用料金変更に同意できない場合
- ・ 施設の運営規定の変更に同意できない場合
- ・ ご契約者が入院された場合
- ・ 事業者もしくはサービス従事者が正当な理由無く本契約に定める介護福祉施設サービスを実施しない場合
- ・ 事業者もしくはサービス従事者が守秘義務に違反した場合
- ・ 事業者もしくはサービス従事者が故意又は過失によりご契約者の身体・財産・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為、その他本契約を継続しがたい重大な事由が認められる場合
- ・ 他のご契約者がご契約者の身体・財産・信用等を傷つけた場合もしくは、傷つけるおそれがある場合において、事業者が適切な対応をとらなかった場合

(2) 事業者からの申し出により退所していただく場合

以下の事項に該当する場合には、当施設から退所していただくことがあります。

- ・ ご契約者が契約締結時にその心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、又は、不実の告知を行い、その結果本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合
- ・ ご契約が、故意又は重大な過失により事業者又は、サービス従事者もしくは他の利用者等の生命・身体・財産・信用等を傷つけ、又は、著しい不信行為を行うことなどによって、本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合
- ・ 3ヶ月以上の入院もしくは、医師が3ヶ月以上の入院治療が必要と診断した場合
- ・ サービス利用料金の支払いが3ヶ月以上遅延し、相当期間を定めた催告にもかかわらずこれが支払われない場合

7. 残置物引取人（契約書第20条参照）

契約締結にあたり、身元引受人をお願いすることはありません。

ただし、入居契約が終了した後、当施設に残された契約者の所持品（残置物）をご契約者自身が引き取れない場合に備えて「残置物引取人」を定めていただきます。

また、何らかの理由により、所持品を引き取れない場合は、当施設で処分させていただきます。それにかかる諸費用はご契約者又は代理人及び残置物引取人にご負担いただきます。

※入居契約締結時に残置物引取人を定められない場合であっても、入居契約を締結することは可能です。

8. 事故発生時の対応

事故の発生又はその再発を防止するため、以下の措置を講じます。

- ①サービス提供により事故が発生した場合には、ご家族、茨城県、筑西市および関係医療機関等への連絡を行うなど、必要な措置を講じ、事故の状況や事故に際してとった処置について記録し、賠償すべき事故の場合には、損害賠償を速やかに行います。
- ②事故防止のための指針を整備し、委員会の定期的開催、事故の集計、分析、再発防止策を検討します。また、職員研修を定期的の実施し、安全管理に努めていきます。【安全対策管理責任者：吉田 斉】

9. 非常災害対策

当施設は、消防法等の規定に基づき非常災害に関する具体的な計画を立て、非常災害に備えるため定期的に避難、救助その他必要な訓練を行うものとします。

10. 第三者による評価の実施状況

第三者による評価の実施	1. あり	実施日	
		評価機関名称	
	結果の開示	1. あり 2. なし	
2. なし			

11. 苦情の受付について（契約書第23条参照）

(1) 当施設における苦情の受付

当施設における苦情やご相談は以下の窓口で受け付けます。

○苦情の受付窓口（担当者）

課長 古田 龍之介（ふるた りゅうのすけ）

生活相談員 中山 真由美（なかやま まゆみ）

○受付時間 随時

(2) 行政機関その他の苦情受け付け機関

○茨城県国民健康保険団体連合会

電話 029-301-1565

○筑西市介護保険課

電話 0296-24-2111

令和 年 月 日

指定介護福祉施設サービスの提供の開始に際し、本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

指定介護老人福祉施設 特別養護老人ホーム しらとり

説明者 職 名
氏 名 印

私は、本書面に基づいて事業者から重要事項の説明を受け、指定介護福祉施設サービスの提供の開始に同意します。

契約者 住 所
氏 名 印

代理人（残置物引取人） 住 所
氏 名 印